



注1)既に「65歳以上の定年」「希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度」を実施済みの事業主は奨励金の対象となりません。

注2)既に65歳までの継続雇用に係る「継続雇用定着促進助成金」の支給を受けた事業主は支給の対象となりません。

注3)()内は支給申請日前日において当該事業主に1年以上雇用されている64歳以上の常用被保険者がいない場合に支給する額です。

※高齢短時間制度の対象労働者は週の所定労働時間の4分の3かつ20時間以上の労働者が対象です。この加算金は短時間制度導入後1年以内に1名以上出た場合に支給申請ができますが、高齢短時間制度のみ導入しても支給対象となりません。